

報告第 3 号

専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告します。

平成27年 3月 3日提出
南風原町長 城間俊安

記

1. 専決処分事項

津嘉山第3雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更について

2. 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更